

- 一、御荷物認夫之事。
- 一、斗升ためし候者、并堂形御藏米手返仕夫之事。
- 一、淺野川・犀川并町之内に有之橋普請之刻、出し候夫之事。

一、於御城御振廻有之刻、小遣之夫之事。  
右御用之分、町夫を以可申付旨被仰出候。以上。

承應四年三月廿五日

奥村 因幡  
津田 玄蕃  
前田 對馬

割場奉行中

### 三 早飛脚に御褒美被下候儀御定

- 一 時 一 匁
- 二 時 拾五匁
- 三 時 二拾目
- 四 時 三拾目
- 五 時 五拾目
- 六 時 五拾目

- 七 時 六拾目
- 八 時 七拾目
- 九 時 八拾目
- 十 時 八拾六匁

但、十時より上に而も、十時之御褒美被下候。江戸より坂本其外近き所、早飛脚御褒美御定無之候。

右早飛脚に被遣もの御褒美、江戸・京同事に被下來候得共、向後此定金澤より江戸積にして、御國・他國共應道程致割符、御褒美可被相渡候。以上。

未三月十六日

青山 織部  
横山 外記  
奥村 内匠  
岡嶋 甚七

御算用場

右之通被仰渡候條、可被得其意候。以上。

御算用場印

御割場

### 四 本參足輕入替之節被下米之儀御定

覺

一、本參足輕年寄・病人入替、餘之四石被下番人之事。  
附札に、本座足輕二拾九俵被下者、年寄代人被召出刻、惣足輕並二十一俵代人に被下、殘米四石は最前之者に被下、御番相勤可申候。唯今は新參之足輕二十俵被下に付、殘米四石五斗有之候條、向後は最前之者に相渡、御番爲勤可被申候。以上。

(延寶三年)  
卯八月十六日

横山 左衛門

### 五 新參足輕之儀御定

一、新參者毎年改、御用に立間敷者置替可申事。  
一、足輕召置候時分、きりやう・がんぢやうえらび可召置、假令少々げいのう有之候共、ひがいす成ものは無用に候。但品により可相談事。

丑七月廿二日

### 六 人群集之所々警固之儀御定

割場

御家中人持組等之面々婚禮之刻、且又祭并神事開帳杯、かやうの人群集之所々見物人申事等無之ため、向後は町御奉行より町足輕出之、警固可申付旨被仰出候間、割場よりは足輕出被申間敷候。去共町足輕不足之刻、其段町奉行より割場可相達候條、斷次第足輕町奉行迄可被相渡候。以上。

(延寶八年)  
庚申十二月十一日

割場奉行中

### 七 割場支配足輕之儀御定

覺

一、於割場支配仕候足輕之儀、御持筒・御持弓此外所付之足輕によらず、其手先へ最前割場より相渡候分、故有之相返候はゞ、割場に請候而、御用勤間敷ものは御暇遣、御用も可勤者は、明組之内に而缺人有之組に相加可申事。  
一、物頭中自分被下人、并御郡奉行・改作奉行京・大阪へ被